

「国内主要都市をはじめとする『もずやん』活用大阪PR事業」の企画・実施業務に係る質問への回答

No.	該当資料	頁数等	項目	質問 ※質問内容から一部軽微な修正あり	回答
1	公募要領	p.3 4(2)	様式への記載方法	公募要領の3ページ応募書類「工 事業実績申告書(様式4)」への記載については、仕様書7ページに記載の通り、過去5年以内の都市の魅力発信イベント、デジタルスタンプラリーに関する業務でいいか。	お見込みのとおりです。
2	公募要領	p.3 4(2)	様式への記載方法	様式4へは、提案書へ記載する実績と重複しない実績を記載した方がいいか。	提案書へ記載する実績と重複しても差し支えありません。
3	公募要領	p.3 4(2)	様式への記載方法	様式4への記載が3件をこえる場合、何件まで記載が可能か(ページ数を増やせるか)。	上限はありませんので、適宜行を追加して記載してください。
4	公募要領	p.3 4(2)	様式への記載方法	実績は、専門性の高い再委託先の実績も記載できるか。	契約者としての実績を記載してください。
5	公募要領	p.4 4(5)	様式への記載方法	公募要領の4～5ページにある提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等については、再委託先は特定できても大丈夫か。また、専門性の高いアーティスト名や、広報で使う媒体社名や、媒体チャンネル名、誌面の名称など、自社媒体として強みを提案する場合、出しても大丈夫か。	提案事業者や再委託先が特定できないようにしてください。 なお、提案事業者が特定されない情報は提案いただいても差し支えありません。
6	仕様書	p.1～p.7 3(1)～(6)	共通	本事業で使用できるSNS、フォローの獲得を狙いたいSNSを教えてください。	大阪府公式SNSアカウントは以下の通りです。 ・X…もずやん@大阪府広報担当副知事(https://x.com/osakaprefPR) ・LINE…大阪府(https://page.line.me/pref_osaka) ・Instagram…大阪府(https://www.instagram.com/osakaprefPR/) ・Facebook…大阪府(https://www.facebook.com/osaka.pref/) ・YouTube…大阪府公式チャンネル(https://www.youtube.com/@osakapref/featured) 特にフォローの獲得を狙いたいSNSは、「X」、「LINE」、「Instagram」です。

7	仕様書	p.1~p.7 3(1)~(6)	共通	スタンプラリーで使用するLINE含め、府公式SNSのログイン情報は受託者には提供いただけるか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書	p.1~p.7 3(1)~(6)	共通	周遊を促すためのスポット名称や情報素材など、共有いただけるか。	府内周遊を目的としており、事業者からの提案を期待します。 契約締結後、府から情報提供等行う場合があります。
9	仕様書	p.1~p.7 3(1)~(6)	共通	イベント時等の盛り上げ施策として、SNSを活用する際に、別途キャンペーンツールなどを導入することは可能か。	ご提案いただき、実施にあたっては、協議の上、決定することとします。
10	仕様書	p.1 3(1)	「国内主要都市」での大阪魅力発信イベントについて	国内主要都市のイベントに先立って行う広告については、「大阪への興味・関心を高める(誘客)」に重きを置くか、それとも「当日イベントの集客」を重視するか、どちらを想定されているか。	両方の効果を相乗的に高める内容を想定しています。
11	仕様書	p.1 3(1)	「国内主要都市」での大阪魅力発信イベントについて	東京23区内、名古屋市内、福岡市内の中で実施日程の割り振りはあるか。	割り振りはありません。令和8年8月中旬~9月中旬の土曜日又は日曜日とし「各都市で1日のみ開催」ということではなく、「2日」や「3日」といった複数日で提案いただいても構いません。
12	仕様書	p.3 3(2)	「大阪府内」での大阪魅力発信イベントについて	府内イベントの実施場所について、「PR動画のロケ地近郊の2カ所以上」と記載されている「近郊」とは、16スポットのいずれかから物理的に近い場所という認識でよいか。例えば、「徒歩圏内」「同一市町村内」などの基準があればご教授いただきたい。	お見込みのとおりです。

13	仕様書	p.3 3(2)	「大阪府内」での大阪魅力発信イベントについて	(2)府内イベントの企画・実施業務について、府と広報に関する連携をしている「くまモン」や「しまねっこ」については基本的に必ず出演いただける前提で企画を考えてよいか。	キャラクターの出演調整については、あらかじめ府と協議の上で、事業者で行うこととします。
14	仕様書	p.3 3(2)	「大阪府内」での大阪魅力発信イベントについて	「ブースについては、全体で10～15ブース程度確保すること。」とあるが、これらは府内各市町村からの出展を募り、各自治体でブース運営をしていただくような形をイメージしているか。	ブースは、大阪府の魅力発信やスタンプラリーとの相乗効果を高めることができる提案を期待します。
15	仕様書	p.4 4(3)	府内周遊デジタルスタンプラリーについて	大阪府LINE公式アカウントを使用してLINEスタンプラリーを行う場合、Developer's Consoleのチャンネル設定からMessaging APIが有効化されているか。有効化されている場合は、チャンネルのMessaging API設定 > Webhook設定からすでに利用されているWebhookがあるか。	Messaging APIは有効化されています。Webhookは現在利用してません。
16	仕様書	p.4 4(3)	府内周遊デジタルスタンプラリーについて	デジタルスタンプを集めるシステムを制作または、LINE で行うデジタルスタンプラリーの既存のシステムを利用と記載があるが、LINEを活用していればLINEのシステムであることは必須ではないということか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書	p.4 4(3)	府内周遊デジタルスタンプラリーについて	スタンプ設置について、スタンプ獲得用告知物の規定サイズはあるか。	指定はありません。実際に設置する際、設置場所の管理者等にご確認ください。
18	仕様書	p.4 4(3)	府内周遊デジタルスタンプラリーについて	スタンプの個数について、指定個数(例:5個以上必須)などあるか。	指定はありません。

19	仕様書	p.4 4(3)	府内周遊デジタルスタンプラリーについて	スタンプに活用するキャラクター「もずやん」のレギュレーションはあるか。 もしあれば共有いただきたい。	もずやんのイラストの使用については、以下のページに掲載の「大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんイラスト等使用指針」をご参照ください。 ■もずやんイラスト等使用について https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/character2/mozuyangopic.html
20	仕様書	p.4 4(3)	府内周遊デジタルスタンプラリーについて	スタンプラリーは、アナログ版も使用に含まれているか。	仕様書に記載のとおりです。
21	仕様書	p.7 3(6)	効果測定	実施施策(投稿等)の計測のために、アカウントにログインさせていただくことは可能か。 または期間中、計測ツール連携をさせていただくことは可能か。 いずれも難しい場合は、アナリティクス情報を共有いただくことは可能か。	アカウントへのログインは可能です。 計測ツールの連携については、事業者と府が協議の上、決定します。 また、アナリティクス情報を共有することは可能です。
22	仕様書	p.8 4(7)	再委託について	仕様書の8ページ4委託事業実施上の留意点で(7)再委託は原則禁止で、再委託できる場合もあるとのことにより、再委託を承認しない場合の記載があるが、次の2点について、お聞きしたい。 ①契約金額の相当部分とは、全体の何%ぐらいを指すものか。 ②公募型プロポーザルにおける他の入札参加者は再委託予定先も含むか。	①目安として契約金額総額の50%を超える場合を指します。 ②再委託予定先は含みません。
23	その他	—	もずやんについて	もずやんについて、中のアクターは受託者手配か。 あるいは府の方が入ることになっているなど、何か規定はあるか。	もずやんのアクターは事業者にて手配ください。
24	その他	—	もずやんについて	もずやんの着ぐるみについては期間中、受託者で預かれるのか。 例えば、SNS用の写真を撮るなど少しだけ何かしたいときなども、都度申請をして借りるイメージか。	使い方や頻度などの内容を踏まえ、協議の上、決定します。

25	その他	—	—	PR動画はどれぐらいの尺を想定されているか。	今回はPR動画の作成は業務に含まれておりません。 令和7年度に作成した大阪・関西万博のレガシーのPR動画を活用したイベント・デジタルスタンプラリーのご提案をお願いします。
----	-----	---	---	------------------------	--